

コーポレートガバナンスコードが求める監査役の役割に関する実態調査

企業名	取締役 人数	独立社 外取締 役人数	基本原則4	
			原則4-4（監査役及び監査役会の役割・責務）	補充原則4-4①
			監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭くとらえることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。	監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。
E社	11	4	監査等委員会は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす監査等委員である社外取締役2名と、常勤の監査等委員である取締役1名の計3名で構成しております。 監査等委員である社外取締役2名は、会社経営に関する豊富な知見、経験と高度な専門性を有しております。 常勤の監査等委員は、各種重要会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧、取締役や使用人からの情報収集を行い、監査等委員会で情報共有を図っております。 こうした体制のもと、監査等委員は、取締役会や代表取締役との定期的な会合等の場において、独立した客観的な立場で積極的かつ適切な意見の表明に努めるとともに、適切な監査を実施しております。	監査等委員会は、（中略）社外取締役2名と常勤の監査等委員である取締役1名の計3名で構成されております。（中略）常勤の監査等委員である取締役は各種重要会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧、取締役や使用人からの情報収集を行い、監査等委員会において情報共有を図っております。 また、監査等委員会と社外取締役との連携確保にあたりましては、監査等委員会と社外取締役間の意見・情報の交換のための取組みに加え、（中略）社外取締役の情報収集力強化を行っております。
G社	14	2	・監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において、業務監査および会計監査を行う。 ・監査役および監査役会は、常勤監査役の有する高度な情報収集力と社外監査役の強固な独立性を有機的に組み合わせ、社外取締役との連携を確保しながら、能動的・積極的な権限の行使に努める。	
O社	11	3	当社の監査役4名は、全員が社外監査役であり、独立した立場で監査役としての責務を果たしています。 また、各監査役は、公認会計士、弁護士、監督行政の経験者及びコンサルタント等、各分野において高い専門知識や豊富な経験を有している者であり、それらの知識や経験を活かして、独立した立場から客観的な監査や取締役会での意見を行っています。 さらに、監査役全員は、社外取締役全員とともにガバナンス委員会の委員として、取締役の相互評価、及び次期経営体制案や取締役候補者案の検討にも関与。	当社の監査役4名は、全員社外監査役であり、独立性の高い監査役会となっています。監査役の中から、常勤監査役1名を選定し、業務執行取締役と常時意見交換でき、かつ業務執行状況や内部統制システムの運用状況を恒常的に監視できる体制としています。常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し意見を述べ、実効性の高い監査役会を構築しています。 また、ガバナンス委員会の終了後等において、監査役と社外取締役が意見交換する機会を設けており、取締役会全般や取締役会評価、取締役の評価等について意見交換を行っております。今後も、監査役と社外取締役が十分な連携を確保できるよう努めてまいります。

コーポレートガバナンスコードが求める監査役の役割に関する実態調査

企業名	取締役 人数	独立社 外取締 役人数	基本原則4			
			原則 4-11 (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)	補充原則 4-11②	原則 4-13 (情報入手と支援体制)	補充原則 4-13①、4-13②
			取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。 また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。 取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。	社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。 こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。	取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。 また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。 取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうか確認すべきである。	(4-13①) 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。 また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである (4-13②) 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。
E社	11	4	当事業への精通、経営に関する豊富な知見、高度な専門性等、業務執行取締役、非業務執行取締役(監査等委員である取締役および社外取締役等)それぞれの職責を果たすうえで必要な資質が、取締役会の適正規模も踏まえて取締役にバランスよく構成されるように留意しております。また、財務・会計に関する適切な知見を有する監査等委員を選任しております。複数の独立社外取締役のもと、取締役会の機能向上を図るべく、取締役会全体としての実効性について分析・評価を行い、その評価結果を踏まえた継続的な改善に努めております。	他の上場会社における役員の兼任など、当社役員の重要な兼職の状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書において毎年開示しております。 他の法人や団体の役員に就任する際には、原則として、取締役会への報告や承認を要することとしており、当社役員としての役割・責務を適切に果たせる状況にあるか、確認する体制となっております。 定時株主総会招集通知および有価証券報告書は、ホームページに掲載しております。	取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、業務執行取締役、監査等委員会、社外取締役、内部監査部門、外部会計監査人等との間で、直接・間接に連携を図っているほか、必要に応じ、外部の専門家の助言を得るなど、役割・職責を実効的に果たすための情報入手するための体制を整備しております。また、取締役会事務局、監査等委員会事務局、内部監査部門等により、役員の職務執行をサポートしております。 取締役会・監査等委員会は、円滑な情報提供の確保がなされていることを確認しております。	(4-13①) 取締役(監査等委員である取締役を含む)は、業務執行取締役、監査等委員会、社外取締役、内部監査部門、外部会計監査人等との間で、直接・間接に連携を図っているほか、必要に応じ、外部の専門家の助言を得るなど、役割・職責を実効的に果たすための情報入手するための体制を整備しております。 (4-13②) 取締役(監査等委員である取締役を含む)は、必要に応じ、会社費用により外部の専門家の助言を得ることができる体制を整備しております。
G社	14	2	・当社の監査役の数は5名程度とし、半数以上は社外監査役とする。 ・取締役会は、監査役としての職務を実行できる人格・見識に優れた高い専門性と豊富な経験を有する人物を、監査役候補として指名する。ただし、その指名にあたっては、指名委員会への諮問を経た上で、監査役会の同意を得るものとする。 ・監査役のうち少なくとも1名は、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者を指名する。		・取締役および監査役が必要と考える追加の情報や外部の専門家の助言を適切に入手できるよう、支援体制を整える。	
O社	11	3	当社の取締役会は、「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」の各事業分野に精通した業務執行取締役と、リスクマネジメントやコーポレートガバナンスに精通した弁護士、コーポレートファイナンス業務の経験者及びグローバルな事業展開を行う企業の経営経験者からなる社外取締役で構成されています。 当社の監査役会は、公認会計士、弁護士、監督行政の経験者及びコンサルタント等からなる社外監査役4名で構成され、そのうち2名は公認会計士として財務・会計に関する豊富な知識を有しています。 また、取締役の相互評価では、経営の監督機能に関する評価項目を設けており、業務執行取締役が経営の監督機能について相互評価を行い、その評価結果をガバナンス委員会が確認等を行うことにより、取締役会の実効性の分析や機能向上に努めています。	当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っています。 (中略)毎年開示を行っています。 (中略) 社外監査役4名全員は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していません。また、常任監査役は他の会社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。	取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また、総務部が取締役会事務局として、取締役・監査役の情報入手などの支援を行うこととしています。 加えて、監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者を選任しています。監査役補助者は、専従ではありませんが、常勤監査役による指示業務を優先して対応することとしています。 今後は、社外取締役や社外監査役へ円滑な情報提供がなされ、実効的な活動が行える支援体制の強化に努めてまいります。	(4-13①) 取締役は、(中略) 監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門へ説明、必要とする情報や資料の提供を求め、取締役及び監査役から要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供しています。 (4-13②) 中長期の市場環境の予測、コーポレートガバナンス体制の有効性の検証、市場ニーズの把握等、業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行っています。 それに伴い生じる費用は、取締役や監査役の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。